

【重要】林野火災に関する注意報および火災警報の運用が始まります

令和8年1月1日より、林野火災の発生を未然に防ぎ、地域の安全を確保するため、気象状況に応じた林野火災注意報および火災警報の発令基準を変更し、運用を開始します。

近年、全国的に大規模な林野火災が発生しています。空気が乾燥し、風が強い日には火災が拡大しやすいため、市民・町民の皆様のご協力をお願いいたします。

1. 運用の開始日

令和8(2026)年1月1日より

2. 注意報・警報の区分と対象区域

区分	対象区域	火の使用制限
林野火災注意報	林野およびその周辺	努力義務(注意喚起)
火災警報	管内全域(中野市・山ノ内町)	義務(罰則あり)

3. 発令時の「火の使用制限」について

注意報・警報の発令中は、以下の行為が制限されます。

1. 山林、原野等において火入れをしないこと。
2. 煙火を消費しないこと。
3. 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
4. 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
5. 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて組合長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
6. 残火(たばこの吸殻を含む)、取灰、火粉などの始末をすること。

⚠ 火災警報発令時にこれらの制限に従わなかった場合、消防法の規定により30万円以下の罰金または拘留に処せられることがあります。

4. 発令の基準(目安)

※積雪がある場合や、降水が見込まれる場合は除きます。

- 林野火災注意報: 次のいずれかに該当する場合

- 3日間の合計降水量が1mm以下、かつ30日間の合計降水量が30mm以下の場合
- 3日間の合計降水量が1mm以下、かつ「乾燥注意報」が発表された場合
- **火災警報**:次に掲げる気象状況で、火災予防上危険であると認めるとき
 - 実効湿度が55%以下、かつ最低湿度が20%以下となる見込みのとき
 - 平均風速が秒速13m以上の風が吹く見込みのとき
 - 3日間の合計降水量が1mm以下、かつ30日間の合計降水量が30mm以下の場合
 - 3日間の合計降水量が1mm以下、かつ「乾燥注意報」が発表された場合

5. 発令時のお知らせ方法

発令時には、以下の方法で皆様にお知らせします。

- 防災行政無線による放送
- 市・町情報配信サービス(ライフビジョン、SUGUメール)
- 消防車両による管内巡回広報

6. たき火等を行う際の届出について(お願い)

たき火など、火災とまぎらわしい煙や火炎を発生する行為を行う場合は、あらかじめ消防署への届出が義務付けられています。必ず実施前に届出を行ってください。

(参考)過去の該当状況

過去3年間(2022年4月～2025年10月)の気象データに基づくと、注意報の基準に該当した日は、中野市で71日、山ノ内町で98日ありました。なお、同期間中に火災警報の基準に該当した日はありません。

【お問い合わせ先】

岳南広域消防組合 消防本部 予防係
電話:0269-38-0911